



お知らせ

令和8年4月小・中学校入学のご案内

●令和8年度 学校選択制について

区内の各小・中学校の受入可能人数枠の範囲内で、入学する学校を選択できます。

対象 区内に居住し令和8年4月に小・中学校へ入学する予定の方

●通学区域の学校を選択した場合は、必ずその学校に入学できます。

●通学区域の学校以外を選択された方が、学校ごとの受入可能な人数より多ければ、抽選(公開)で決定します。

●学校選択制により兄・姉がすでに入学している学校を選択した場合は、抽選時に優先されます(ただし、必ず入学できるものではありません。また、施設一体型小中一貫校を除きます。)

◆施設一体型小中一貫校 いまみや小中一貫校・小中一貫校むくのき学園・やたなか小中一貫校・咲洲みなみ小中一貫校・日本橋小中一貫校、中之島小中一貫校は、校区に関係なく選択できます。

●学校案内および希望調査票の送付について

8月下旬には、令和8年4月入学予定者の方に、各小・中学校を紹介した『学校案内』冊子と学校選択制の『希望調査票』を送付します。『希望調査票』に必要事項を記入し、10月31日(金)までに区役所へご提出ください。なお『希望調査票』はオンラインでも提出いただけるよう準備中です。
※詳しくは学校案内をご覧ください。

問合せ 窓口サービス課(住民情報)
1階11番窓口 ☎06-6659-9963

●障がいのあるお子さまの入学・進学

障がいのあるお子さまの入学・進学については、本人や保護者の意向を尊重して決定します。

就学・進学に関する相談や情報の提供については、通学区域の小・中学校にご連絡していただきご相談いただきますようお願いいたします。

問合せ 大阪市教育委員会指導部インクルーシブ教育推進室 ☎06-6327-1016

外国人の子どもが日本の学校に入るとつづきのお知らせ

令和8年(2026年)4月に「大阪市立小学校」・「大阪市立中学校」へ入りたいときは、令和7年(2025年)9月26日(金)までに、区役所窓口サービス課(住民情報担当)で、つづきをしてください。

○学校へ入ることができる子ども

●小学校 平成31年(2019年)4月2日から令和2年(2020年)4月1日までに生まれたひと。

●中学校 令和8年(2026年)3月に小学校を卒業するひと。

問合せ 窓口サービス課(住民情報)
1階11番窓口 ☎06-6659-9963

大阪市国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方は特定健診を受けましょう!

対象 昭和61年3月31日以前に生まれた方(40歳以上)

生活習慣病は自覚症状のないままに進行し、障がいや寝たきり、死亡の原因となることがあります。

生活習慣病の予防や早期発見のため、必ず年に1回、特定健診を受診しましょう!

問合せ ●受診券に関すること
窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口 ☎06-6659-9956
●健診内容・場所に関すること
保健福祉課(地域保健)
2階21番窓口 ☎06-6659-9882

各種現況届・所得状況届を提出してください

①特別障がい者手当等の現況届の提出について
特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当

届出書類 現況届

届出期間 8月12日(火)~9月11日(木)

注意事項 期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合があります。なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)
5階51番窓口 ☎06-6659-9857

②児童扶養手当の現況届手続き

児童扶養手当を受給している方に、お知らせ文書を送付しています。8月8日(金)までに届かない場合はご連絡ください。

現況届は、8月1日(金)~29日(金)の間に区役所へお越しのうえ提出してください。提出がない場合は、令和8年1月期からの児童扶養手当を受給することができなくなります。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824

③特別児童扶養手当の所得状況届について

特別児童扶養手当を受給されている方に、お知らせ文書を送付しています。8月8日(金)までに届かない場合はご連絡ください。

所得状況届は、8月12日(火)~9月11日(木)の間に区役所へお越しのうえ提出してください。提出がない場合は、令和7年11月期からの特別児童扶養手当を受給することができなくなります。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824

保険年金担当からのお知らせ

①「国民健康保険料等のための所得申告書」の提出をお願いします。

国民健康保険では、税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。

そのため、令和6年中の所得を申告されていない方のいる世帯へ「国民健康保険料等のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7割・5割・2割)および減免は、世帯全員の所得によって判定します。所得の不明な方がいる場合、軽減・減免を受けられませんので、必ず提出をお願いします。行政オンラインシステムでも申請できます。

②国民健康保険資格確認書に点字シールを貼ることができます。

10月の国民健康保険資格確認書(以下「資格確認書」という。)の更新の際、視覚障がいのある方(希望者)の資格確認書に点字シールを貼って送付します。(表記内容は未定)

ご希望の方は、電話でお申し込みください。

③柔道整復師による施術(整骨院・接骨院など)を受けられる方へ

整骨院・接骨院で国民健康保険が使えるのは、医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲およびねんざ等(いわゆる肉ばなれを含む)と診断され、施術を受けたときに限られています。

※骨折および脱臼の場合、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

■注意点

①ケガの原因を正しく伝えてください。

②「柔道整復施術療養費支給申請書」の委任状欄に署名するときは、請求内容に間違いがないか必ず確認してください。

③同一のケガについて、同時期に柔道整復師の施術と医療機関の治療を重複して受けることはできません。

④必ず領収証をもらいましょう。

問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口 ☎06-6659-9956

8月は「こども110番月間」です

もしもの時に、子どもたちが助けを求められることができるように、地域の協力家庭や事業所等が目印となるステッカーを掲げています。学校や家の近くの「こども110番の家」を探してみましょう。



また、西成区では新たな協力家庭・事業所を随時募集しています。詳しくは区役所ホームページをご覧ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824

あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください! ひとりで悩まずご相談ください! 生活自立相談支援窓口「はぎさぼーと」

- 住むところがない、家賃が払えない...
 - 仕事が見つからない...
 - 家族のことで悩んでいる...
 - 社会に出るのがこわい...
- など
あなたのその悩み、「はぎさぼーと」と一緒に解決しましょう!

相談は無料、秘密は厳守します。
おひとりで抱え込まず、まずは話してみませんか?

問合せ はぎさぼーと(西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同体) 6階64番窓口
☎06-6115-8070



市税の納期限のお知らせ

市民税・府民税・森林環境税(普通徴収)第2期分の納期限は9月1日(月)です。なお、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により審査のうえ、減額・免除されることがあります。市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webで申込み可能)をぜひご利用ください。

また、スマートフォン決済アプリ(各種Pay等)、クレジットカードによる納付も可能です。納付方法等の詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ あべの市税事務所 個人市民税担当
☎06-4396-2953

[平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)]

結核健診を受けよう!

予約不要 無料

お住まいの地域に、胸部エックス線検診車がお伺いします。この機会にぜひ健診を受けましょう! 検診車で受診が困難な方は、区役所でも健診を実施しています。日程等お問い合わせください。

実施日	時間	場所	対象
8月7日(木)	10:30~12:00	飛田ふれあい会館(山王3-12-13)	満15歳以上の区民の方
8月20日(水)	13:30~15:00	山王集会所(山王2-10-24)	
9月5日(金)	13:15~15:00	松之宮ホール(鶴見橋3-3-2)	

問合せ 保健福祉課(結核対策)
2階23番窓口 ☎06-6659-9969

ヘルプマークをお渡ししています

援助が必要な方のためのマークです。このマークを見かけたときは、思いやりのある行動をお願いします。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)
5階51番窓口 ☎06-6659-9857

